

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (J-クレジット制度) 基本文書の改定案について (概要)

経済産業省 G X グループ環境政策課 G X 推進企画室

令和 8 年 8 月 7 日

1. 改定の対象

- A) 方法論 FO-001 (森林経営活動) Ver.6.5 (案) [Ver.6.4 を Ver.6.5 に改定]
- B) 方法論 FO-003 (再造林活動) Ver.5.0 (案) [Ver.4.3 を Ver.5.0 に改定]

2. 改定の背景

今般、J-クレジット制度に関連する状況等の動向を踏まえ制度を改善するため、今回意見公募対象とした基本文書について改定の検討がなされ、改定案を作成したところ。

3. 改定の要点

- (1) 「1. 改定の対象」の A における、各種権利保有者への永続性担保措置等に係る説明の方法に係る改定
 - プロジェクト実施者は、プロジェクト登録申請を行う際、プロジェクト実施地を含む森林経営計画の区域全体の森林に係る各種権利保有者に対し、永続性担保措置等に係る説明を行い、不同意がないことを確認しなければならないとされているが、その確認方法については例示があるのみで特段の規定がないため、不十分な方法 (web ページ上での周知のみ等) による確認を抑止できない。
 - 各種権利保有者に対して説明し、不同意がないことを確認する方法は、「説明会や個別説明を実施」し、かつ不参加者には「郵送又はメールにより説明文書を送付」すること、または各種権利保有者に対し「郵送またはメールにより説明文書を送付」することであると規定し、送付する説明文書には「不同意がないことを連絡する期限及びその方法を明記」しなければならないことを規定する。
- (2) 「1. 改定の対象」の A における、主伐の時期を意図的に避けているかどうかの確認対象に係る改定
 - 認証対象期間を設定する際、クレジットを過大に発生させるために主伐の時期を意図的に避けていると判断され得るのは、「認証対象期間の開始日において、プロジェクト実施地に無立木地又は林齢 5 年生以下の林分が含まれる場合であって、プロジェクト計画の登録を行う森林の区域全体の森林蓄積が 5 年前より減少しており、当該蓄積減少の主な原因が森林経営計画に基づかない主伐によるもの (自然攪乱の被害による蓄積減少でないもの) であるとき」とされているが、「無立木地又は林齢 5 年生以下の林分」を「プロジェクト実施地」として抽出しなければ (基本的に「プロジェクト実施地」は「プロジェクト計画の登録を行う森林」から任意に抽出できる) 上記の判断基準は適用されない、と解釈されかねない。
 - 「無立木地又は林齢 5 年生以下の林分が含まれる」かどうかを見る対象を「プロジェクト実

施地」から「プロジェクト計画の登録を行う森林」に変更する。

(3) 「1. 改定の対象」の B における、プログラム型プロジェクト登録の廃止に係る改定

- 方法論 FO-003 に基づくプログラム型プロジェクトでは、森林の成長は樹種・地域によって異なること、他の方法論と比較して方法論適用条件が非常に複雑であることを踏まえ、プロジェクト実施地を追加する際、審査機関による再妥当性確認が行われているが、他の方法論に基づくプログラム型プロジェクトでは個別活動を追加する際に再妥当性確認は不要なため、FO-003 プロジェクトでも同様に不要ではないかと主張する事業者が見受けられ、制度の安定性確保が懸念される。
- 方法論 FO-003 に基づくプログラム型プロジェクトは登録不可とし、プロジェクト実施地の追加は非プログラム型（所謂“通常型”）プロジェクトの計画変更で可能であることを明記、プロジェクト実施者が複数となった場合は代表者と代表者以外のプロジェクト実施者との間で負担の分担等を明記した契約書等を取り交わすことを定める。
- ただし、既にプログラム型として登録されている FO-003 プロジェクトに関しては、引き続きプログラム型プロジェクトとして活動を継続できることとする。

4. 施行日

- 「1. 改定の対象」の A・B について、令和 8 年 9 月上旬の施行を予定。

以上